

○農林水産省
環境省 省令第五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛
環境大臣 原田 義昭

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年 農林水産省 省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。</p> <p>六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第六号（被害防止方法に係る部分に限る）、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用しよう努めなければならない。</p>	<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。</p> <p>六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用しよう努めなければならない。</p>

附 則

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。